

●香川県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年9月17日から同年10月8日まで一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

香川県知事 浜田惠造

1 道路の種類 県道（一般）

2 路線名 穴吹塩江線（106号）

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市塩江町安原上東字粉谷2686番 1地先から	9.9～12.6	56	平成22年香川県告示第 284号で変更した区域 の一部
高松市塩江町安原上東字粉谷2686番 1地先まで			

4 供用開始の期日 平成22年9月17日